

(配布用)

令和3年 第2回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

令和3年7月1日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和3年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

令和3年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会は、令和3年7月1日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 小 河 文 人
- 2番 林 田 久 充
- 3番 山 中 修 平
- 4番 辻 重 治
- 5番 山 岡 光 広
- 6番 桑原田 美知子
- 7番 大 島 正 秀
- 8番 赤祖父 裕 美
- 9番 加 藤 貞一郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	生 田 邦 夫
副管理者	岩 永 裕 貴
監査委員	山 川 宏 治
会計管理者	寺 田 カオル
事務局長	水 野 誠 治
総務課長	中 溝 慶 一
衛生課長	松 本 博 彰
衛生センター所長	中 島 史 尚
消防長	本 田 修 二
消防次長兼危機管理課長	川 島 辰 道
消防次長兼水口消防署長	西 出 敏 夫
消防次長兼湖南中央消防署長	松 田 武比古
消防総務課長	菊 田 和 広

6 本会議の書記は、次のとおりである。

水 田 雅 子
小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第3号 令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
の専決処分につき承認を求めることについて

日程第4 議案第4号 令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第5号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

日程第6 議案第6号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午後2時12分）

議長（辻重治） それでは議会議員の皆様、本日は何かと御多忙の中を組合議会に
御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会いたしま
す。

開議に先立ち、管理者から御挨拶があります。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和3年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を招集いた
しましたところ、議員各位には御多忙の中、御参集賜り誠にありがとうございます。

それでは、提出いたしました議案の諸案件の御審議を願うに先立ち、当面の
報告を兼ねての御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係におきましては、去る5月7日に発生しました、ごみ処理施
設粗大処理設備での火災事案につきまして、大変御心配をおかけしましたこと
をお詫び申し上げます。その後、再発防止のため、破碎処理工程に水噴霧を行
い、破碎物の湿潤化を図るなどの対策を講じ、併せて分別の再徹底を図るなど
し、現在は、焼損部分の仮修繕を施して破碎作業を再開しております。今後も
火災予防をはじめ、業務操業における事故防止全般におきまして努力してまい
ります。

また、ごみ処理施設基幹的設備改良工事につきましては、現在、3系焼却炉
など大型設備の製造と、現地据え付けが随時執り行われ、スケジュールに遅れ
なく順調に進んでおり、今月7月には工事に伴います、16日間の全焼却炉停
止期間が必要となりますが、その対応として、可燃ごみを外部の民間処分場へ
搬出し、処理を行うことで、市民生活に影響のないよう対応してまいります。

昨年度からのごみ処理施設における2系焼却炉の排ガス中の水銀濃度超過事
案につきましては、緊急対策として薬剤噴霧を行っておりますが、これまで複
数回おこなった調査結果から、効果が確認されている状況です。

続いて、消防関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染
拡大状況を注視しながら、引き続き職員の感染防止対策を徹底し、災害現場で
の活動、また、必要な事業の推進に取り組み、管内住民の皆様の安心、安全の
確保に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日、提案いたしますのは、専決の承認案件1件、補正予算案件1件、
財産取得案件2件の合計4件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりま
しての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（辻重治） ただいまの出席議員は、10名です。

これから本日の会議を開きます。

（議会成立 午後2時16分）

- 議 長（辻重治） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
- 議 長（辻重治） 議事に先立ち、諸般の報告をします。
監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が3件、定期監査の結果についての報告が1件、行政監査の結果についての報告が1件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。
次に、管理者から令和2年度繰越明許費繰越計算書についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。
- 議 長（辻重治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、9番、加藤貞一郎議員、10番、松原栄樹議員を指名します。
- 議 長（辻重治） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長（辻重治） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。
- 議 長（辻重治） 日程第3、議案第3号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管 理 者（生田邦夫） 議案第3号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。
本補正案は、令和2年度末に衛生センター職員1名が急遽退職したこと等による人員不足を業務委託により補うため、歳出予算の組み替えを行ったものでございます。
清掃総務費において給料、職員手当等人件費を416万2千円減額し、ごみ処理費の委託料を416万2千円増額したものです。委託業務の内容につきましては、令和2年度から進めています基幹的設備改良工事により場内の混雑が予想されたことから、大型燃えるごみの直接搬入について事前に申し込みいただくこととしましたが、その受付業務が主な業務となります。
この補正予算につきましては、事務手続き上、緊急執行を要しましたので、止むを得ず地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。ここに専決処分の報告を行い、併せて承認をお願いするため、今議会に提案させていただくものでございます。
よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長（辻重治） これから質疑を行います。
質疑の通告がありますので、発言を許します。
5番、山岡光広議員。
- 5 番（山岡光広） それでは上程されています、議案第3号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について、お伺いをしたいと思います。
先ほどの全員協議会でも御説明いただきましたが、通告をしていますので、お伺いをしたいと思います。
職員退職による人員不足を業務委託によって補うため、歳出予算の補正を専決処分したので承認を求めると、こういう議案ですけれども、2点についてお伺いします。1つは、年度当初の職員退職なんですけれども、止むを得ない事情だったのかお伺いします。2つ目は、そのため、業務委託で対応したという

説明ですけれども、歳出補正は、清掃処理費の人件費などで416万2千円の減額。一方で、ごみ処理費で大型燃えるごみ事前受付業務委託416万2千円、つまり同額の補正となっているわけなんですけれども、1つは、業務委託先はどこかということと、2つ目はその委託なんですけれども、契約、仕様はどういう状態になっているのか、この2点についてお伺いします。

議長（辻重治） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。山岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

1点目の年度当初の職員退職は止むを得ない事情であったのかにつきましては、昨年度3月に、衛生センターごみ処理施設に配属されていましたが、40代の職員が退職願を提出されました。複数回のヒアリングを実施し、本人の強い意志を確認したことから昨年度末に受理をしたものでございます。

次に、歳出補正を行い業務委託で対応したことについての業務委託先ですが、受注者は、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会でございます。

続いて、どういう契約、仕様となっているのかについてですが、まず契約は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定する法人からの役務の提供を受ける契約として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し、随意契約としたものでございます。

また、仕様につきましては、業務内容としまして今年度4月からの取り組みであります大型燃えるごみ事前申込みに係る電話受付や窓口業務の対応、パソコンへのデータ入力業務などとしております。また、常時2名を配置し、業務期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの祝日を含む年間194日で、年末年始の12月31日から1月3日を除く毎週月曜日から金曜日とし、1日の業務時間は昼休みの12時から13時を除く、8時30分から17時までの1日7時間30分としているものです。以上でございます。

議長（辻重治） 山岡議員。
5番（山岡光広） ありがとうございます。

私がお聞きしたかったのは、1人の職員さんが退職されました、それにかかる人件費が当初予算の中で計上されていましたが、その額と同じ額でもって委託契約とこういう風に、たまたま同額になってますので、その辺は積算等について随意契約というのは分かりましたけれども、契約をされるにあたってどういう風に検討されたのかな、という風な点をお聞きしたかったので、再度その点だけお尋ねしたいと思います。

議長（辻重治） 事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。

この積算の根拠のところですが、同額補正になっているのは、退職者の人件費から委託業務に必要な額を計上して補正したものです。今年度の人事異動に伴う人件費の予算の変動分については、今後の状況や実態を踏まえて考えております。この退職者の人件費はおおよそ700万円でした。その原資の中から必要な分、この計上させていただいた金額を組み替えさせていただきました。

契約の単価の関係については、単価は1時間当たり1,200円ということで計算しており、1,200円掛ける1日当たり7.5時間掛ける194日掛ける2人それに消費税を合わせた384万1,200円になります。以上となります。

議長（辻重治） 山岡議員。
5番（山岡光広） ありがとうございます。

今ほどの局長の説明は、退職された人の人件費そのものは、当初予算では700万円ぐらいの額が計上されて予算化していたということですよ。そのうちの416万円について、減額したと、こういう理解で良いんですか。その辺がちょっと、1人の人が退職されました。1人の人はもちろん当初予算では見

ていたけれども、その人が退職されたためにその業務を別のところで委託したと、こういう風に最初、説明でしたのでその整合性が分からなかったので、再度その点を改めてお尋ねします。

議長（辻重治） 事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。

今、山岡議員が仰られたとおり、予算といたしましては、退職した職員700万円、その人件費の中で委託費の部分を捻出して計上させていただいております。以上となります。

議長（辻重治） これで山岡議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（辻重治） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第3号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻重治） 挙手全員です。

したがって、議案第3号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

議長（辻重治） 日程第4、議案第4号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） 議案第4号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

本補正案は、ごみ処理施設の排ガス中の水銀対策、また、新型コロナウイルス感染症の患者移送、及び搬送に伴う、救急隊員の二次感染防止対策としての搬送用アイソレーターご購入に伴う補正を主な内容とするものです。

ごみ処理施設におきましては、昨年度、3炉ある焼却炉のうち1炉で排ガス中の水銀濃度が基準値を超過しました。その後、薬剤噴霧による対策及び設備の調査等を行ってまいりましたが、その結果、原因がごみ由来であると推察され、他の2炉にも水銀濃度基準値超過の可能性があるため、全ての炉に薬剤噴霧の対策を講じようとするものです。

水銀対策費用につきましては、前年度繰越金を財源とし、薬剤費を882万3千円、活性炭投入装置設置工事に係る工事請負費を582万円増額計上いたします。また、ごみ処理施設の定期点検整備工事の契約額確定により、205万3千円を減額いたしました。

搬送用アイソレーターにつきましては、すでに救急車1台分を、昨年10月の本組合議会定例会において、御審議いただき購入しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染者数の下げ止まりや、ワクチン接種が進むものの、まだまだ終息の兆しが見えない状況を鑑み、さらに救急車もう1台分を購入するものであります。

購入費用154万円につきましては、前年度繰越金を財源とし、備品購入費にて計上するもので、現在、国の補助対象事業として、国庫補助申請の手続きを、併せて進めているものでございます。

議 長（辻重治） よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5 番、山岡光広議員。

5 番（山岡光広） それでは上程されています、議案第4号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、2点、お伺いしたいと思えます。

これも全員協議会で概略の説明があった部分もありますけれども通告していますので改めてお伺いします。

1つは、ごみ処理施設の排ガス中の水銀対策のための薬剤購入882万3千円及び薬剤投入装置設置工事費582万円が計上されています。必要性は当然認めるわけですがけれども、薬剤の内容と有効性についてお伺いしたいと思えます。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の患者の移送、搬送に万全を期すため搬送用アイソレーターを購入するための経費154万円が計上されているところです。2台目の導入ということになりますけれども、アイソレーターの効能というか、実際にすでに1台入っておりますので、その効果というか、どういう風に役立っているのかということがあれば、教えていただければありがたいな、と思えます。

議 長（辻重治） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 山岡議員の質疑にお答えさせていただきます。私からは1点目、水銀対策のための薬剤について、お答えいたします。

まず、薬剤の内容ですが、他施設の対策事例からも、排ガス中の水銀除去に有効な薬剤としては、粉末の活性炭が用いられております。

粉末の活性炭は、物質の吸着効率を高めた炭素を主な成分とする多孔質の物質ですが、その粉末活性炭を排ガス中に吹き込み水銀を吸着除去するものです。

次に、薬剤の有効性につきましては、これまで2系焼却炉への対策後の測定調査では、いずれも法基準の数値を下回っており、特に、去る4月22日に実施した排ガス測定では、活性炭噴霧前の水銀濃度を測定したところ、51マイクログラムノルマルリユーベという値でありました。これは基準値を超えております。このことに対し、噴霧後の法基準となる酸素濃度を統一した換算値では、1マイクログラムノルマルリユーベ未満という結果が出ております。

このことから、活性炭噴霧による水銀除去効果が十分発揮されているものと考えております。

2点目につきましては、消防長の方から答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 続きまして、2点目のアイソレーターの効能について、お答え申し上げます。

まず、当該機器、このアイソレーターの導入に関しまして、これまでの経緯、理由、当該資器材の特徴や有効性についてお答えいたします。

議員御存知のとおり、当該機器は新型コロナウイルス感染症患者の移送用に使用するための機材でございます。昨年度に引き続き2台目を購入するものですが、その背景としましては、第3波以降、新型コロナ陽性者のうち、症状の軽い方などが保健所の判断によって自宅待機、或いは自宅療養といった形で医療機関の病床コントロールがなされております。県からの協力要請による移送につきましても、こうした自宅待機、或いは自宅療養からの救急要請があった場合に、昼夜を問わず移送する必要が生じたことにより、今回2台目と

なる当該機器を導入しようとするものでございます。

1台目の当該機器につきましては、昨年度夏頃に第2波が到来すると予測をしまして、当該機器の導入を計画していた中、全国的に感染患者が急増する状況にあり、第2波の到来と捉え、同感染症対応、また県知事からの移送協力要請に基づく感染患者の移送時における隊員の二次感染防止、安全対策の強化を目的とし、昨年10月の組合議会定例会におきまして補正予算を上程、議決をいただき救急車1台に積載したところでございます。

次に、当該機器の特徴でございますが、患者を搬送するストレッチャーに取り付け可能なビニルカバーとビニルカバー内部の空気を洗浄するフィルター装置から構成されたものでございます。アイソレーター内部、いわゆるビニル製のカプセル内に患者を収容いたしまして、内部を陰圧状態にすることで、外部環境を感染から守ることにより、接触感染、飛沫感染、空気感染に対応できるものとされております。当該機器導入に係る予算措置につきましては、先ほど事務局長からの説明にあったとおりでございます。併せて緊急消防援助隊設備整備費補助金、これは国庫補助の事業として、現在、必要な事務手続きを進めているところでございます。

最後に当該機器の有効性、効果についてでございますが、救急車内密閉空間の中、患者の症状により一定の救急処置を行う必要もありますことから、アイソレーター内部、これはビニルカバー内部でございますが、空気を浄化するフィルター装置のフィルターで、集塵効率が0.1マイクロメートルといった非常に微粒子も99.9パーセント以上除去できるという高い集塵性能を有しております。患者の呼気や飛沫に含まれるウイルスの車内拡散により、移送に従事する救急隊員、医師、看護師等の感染リスクを大きく低減できる点にあり、必要不可欠な資機材と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。2、3点だけ再質問させていただきたいと思っております。

1つは、救急車に装備しておられるわけですが、このアイソレーターを使うか使わないかというのを判断するのは、その現場で判断すると、こういうことなのかどうかということをお尋ねします。

それと、今ほどいただきました監査の資料で、行政監査の結果について、という資料を先ほどいただきまして、その資料の中にもこの装置を導入後、消防本部職員による特別編成された新型コロナウイルス感染症患者の移送体制において、8件の実績を報告されまして、こういう風には書いています。昨年、装置を導入して以降、実際にこの装置をどういう風に活用されたのか、それが8件という事例なのかどうか、その点をお尋ねしたいと思っております。

それから3つ目は、今すでに1台入れてあって、追加で今回入れるわけなんですけれども、甲賀消防管内としては、全体として2台を導入すれば、一応これで足りるというか、対応できるという風に考えておられるのか。他市の消防署の事例を見ると全ての救急車に配備しているというようなことも書いていたんですけれども、その点はどうなのかお尋ねします。

それから、補正予算の予算は、今回はやりくりして一財で入れるとこういう風になっているんですけど、先ほど仰ったように国の補助金等を受けて、それが確定すれば後で財源交渉すると、そういう風に理解をしたらいいのかどうか、以上4点お尋ねします。

議長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。山岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、このアイソレーターの必要性、現場判断になるのかどうかといった点

につきましては、大半が移送業務、いわゆる県からの移送協力要請に基づくものになります。基本的には陽性者の方を移送するというものにつながってまいりますので、大半がアイソレーターを使用するものになってくるということになります。ただし、例外的な事案もございますので、これは一般的に救急要請された場合、一定の熱があったり、また咳があったりとかいった状況の下では、そういった疑いが強いという風に判断しまして、場合によれば、このアイソレーターも使用するという点でございます。

次に、この件数でございますけれども、令和3年6月24日現在ですが、先ほど申し上げました県からの移送要請が22件ございました。そして通常の搬送が14件で、計36件を数えております。

この2台で台数は可能かどうかといった3点目の御質問でしたけれども、昨年度は石部の救急車に積載するというので、今回は甲賀分署に、それぞれ両市に1台ずつ積載することで、甲賀消防管内のコロナウイルス患者、陽性者の移送については、大方賄えるのではないかと判断をしております。他市の状況でございますが、県内の大津消防の場合は昨年度1台分を導入されました。高島消防が今年度1台、甲賀消防が今年度2台目というところでございます。

最後、国庫補助金の関係でございますけれども、昨年も同様でございました。これは先ほど、全員協議会でも若干触れさせていただきましたけれども、全体の総事業費が154万円かかるということで、基準額が150万円になっております。基準額の2分の1が国庫補助として入ってまいりますので、75万円。ただし、これは入札にかかりますので、若干の差異が出てくるという風に思っております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（辻重治） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。2点だけお尋ねします。

先ほど、要請されて出動した件数が総数36件とこういう風に消防長仰っていただいたと思うんですけど、私がお聞きした監査の結果のところでは8件の実績が報告されたと書いていますので、その整合性についてお尋ねしたいのが1件です。

それから、このアイソレーターですけれども、私は分かりませんが、新型コロナの感染を防止するというのもあって、全国的に順次配備をするところがあると思うんですけど、このアイソレーターの配備に関する指針、或いはマニュアルというのは、国からは示されていないんですかね。どの規模で配備しなければならないとか、そういうマニュアル、指針はないんでしょうか。私は分からないので教えていただければありがたいです。

議長（辻重治） 消防長。

消防長（本田修二） 山岡議員からの再々質問にお答え申し上げます。

まず、この監査の報告の8件との整合性はいかがかということですが、この監査の時点では3月23日現在の件数でございます。先ほど私が申し上げましたのが6月24日現在の件数でございまして、8件から36件、28件ほど増えているというところでございます。

それから2点目でございますが、この指針でございます。これにつきましても、先ほど全員協議会の中で少し触れさせていただきましたが、これまでアイソレーター単体で国庫補助の対象にはなっていないという前提がございまして。と申しますのも、車両と併せて新規で導入する場合は国庫補助の対象になっていたと。ただし、新型コロナウイルスのまん延の状況の中、昨年4月30日に国の総務省の方から通知が出てまいりまして、こういう状況から単体の補助対象にしましょうということになります。現在のところ、これは何も新

型コロナウイルス用のアイソレーターでもございませんので、そういったコロナ対策用に対する指針という形では示されておりませんが、全ての感染対策に対する形として、このような対応になっているという風に理解しております。

以上でございます。

議長（辻重治） これで山岡議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（辻重治） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（辻重治） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第4号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（辻重治） 挙手全員です。
したがって、議案第4号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議長（辻重治） 日程第5、議案第5号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）及び日程第6、議案第6号、財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）の2件については、関連がありますので一括議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管理者（生田邦夫） 議案第5号及び第6号の2件につきまして、一括上程をしていただきましたので、一括してその提案理由を申し上げます。

両議案は、消防車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車を取得しようとするものです。

まず、議案第5号は、甲南消防署配備の消防ポンプ自動車を更新するものです。現車両は、平成9年に配備後、車齢24年を数え、各部に老朽化が進み、故障の頻度が増加している状況でした。購入につきましては、本組合の競争参加資格を有し、消防ポンプ自動車を取り扱う15者を指名し、指名競争入札を実施したところ、株式会社齊藤ポンプ工業が落札し、3,806万円で購入しようとするものです。納車は来年3月を予定しております。

つぎに、議案第6号につきましては、湖南中央消防署 湖南石部分署に配備の緊急消防援助隊 登録車両である、災害対応特殊救急自動車を更新するものです。

現車両は、車齢12年を経過し、走行距離が19万キロメートルを超えており、先ほどの消防ポンプ自動車と同じく、各部に老朽化が進み、故障の頻度が増加している状況でした。購入につきましては、本組合の競争参加資格を有し、災害対応特殊救急自動車を取り扱う6者を指名し、指名競争入札を実施したところ、滋賀日産自動車株式会社が落札し、2,750万円で購入しようとするものです。納車は本年12月の予定です。

なお、ただいま申し上げました 更新車両の構成、仕様につきましては、地域の特性や、消防戦術に応じた最適な装備を選択するとともに、災害対応特殊救急自動車につきましては、緊急消防援助隊としての仕様も加味したものとしています。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻重治） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(辻重治) 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第5号、財産の取得について(消防ポンプ自動車)を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

議 長(辻重治) 挙手全員です。
したがって、議案第5号、財産の取得について(消防ポンプ自動車)は、原案のとおり可決されました。

議 長(辻重治) これから、議案第6号、財産の取得について(災害対応特殊救急自動車)を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

議 長(辻重治) 挙手全員です。
したがって、議案第5号、財産の取得について(災害対応特殊救急自動車)は、原案のとおり可決されました。

議 長(辻重治) お諮りします。
本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(辻重治) 異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長(辻重治) これで、本日の日程は全部終了しました。
したがって、令和3年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。
(閉会 午後2時57分)

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

同 議会議員 加藤 貞一郎

同 議会議員 松原 栄樹